

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

近江八幡市は、介護保険に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

近江八幡市長

公表日

平成27年8月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務
②事務の概要	<p>介護保険法(平成9年法律第123号)に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課および減免、要介護認定および保険給付を行う事務である。</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)別表第1第68項の規定に従い、以下の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。</p> <p>①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定・発送や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録管理 ⑤被保険者の受給者管理 ⑥被保険者の介護認定情報管理 ⑦被保険者の給付実績管理 ⑧保険料の徴収(特別徴収、口座振替・納付書による普通徴収)、滞納管理、給付制限管理</p>
③システムの名称	1. 介護保険 給付・認定システム 2. 介護保険 資格管理・収納管理システム 3. 滞納管理システム 4. 団体内統合利用番号連携サーバー 5. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)介護保険料賦課徴収情報 (2)被保険者ファイル (3)収納情報ファイル (4)口座情報ファイル (5)送付先管理ファイル (6)給付情報ファイル (7)滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項、別表第一 68項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right; text-align: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠)・第三欄(情報提供者)が「医療保険者」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「医療保険給付関係情報」が含まれる項(1、4、5、30、33、39、46、58、83、90、93、95、117)・第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「介護保険給付等関係情報」が含まれる項(2、3、6、26、42、56の2、61、62、80、87、94の項)(別表第二における情報照会の根拠)・第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に「介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(93、94の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	近江八幡市 福祉子ども部 高齢福祉介護課
②所属長	久郷 浩之
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	近江八幡市 総務部 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	0748-33-3111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる